京都精神保健福祉士協会

きょうと通信

NO．43

2006年3月

事務局：医療法人高木神経科医院デイケアおいけ内
〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル都ビル２階
TEL 075(222)0452 FAX 075(222)1052
e‐mail kyo‐psw@mbox.kyoto‐inet.or.jp

第６回（2006年度）総会および記念講演会のご案内

日　時　　2006年５月20日（土）　午後
会　場　　京都市職員厚生会　職員会館「かもがわ」
詳細については、議案書などの総会資料とあわせて４月中にお送りいたします。
お届けのご住所に変更のある方は、事務局までご連絡いただくようお願いします。
また、当日午前には、日本精神保健福祉士協会京都支部の総会を開催する予定です。

医療観察法学習会のご案内

「心神喪失者等医療観察法のいま　～スタート９ヶ月の現状～」

日　時　　2006年４月８日（土）　　14：00～17：00
会　場　　高木神経科医院　３階カンファレンスルーム
（京都市中京区烏丸通御池上ル都ビル302号）
講　師　　植松　俊典さん（京都保護観察所　社会復帰調整官）
お申込み　　締め切り　４月３日（月）（定員35名、先着順）
学習会参加希望とご記入の上、お名前、所属、連絡先を、FAX、メールにて事務局までお申し込みください。また、講師への質問、学習会へのご希望などありましたら、併せてご記入をお願いします。

＊　ご参加の際、法について少し整理されておかれると、学習会がよりわかりやすいかと思います。メール配信利用の方には参考資料を添付しています。郵送利用の方は申し込みの際に「添付資料希望」と明記してください。

2月9日（木)、医療観察法学習会第1回の集まりをもちました。通信での呼びかけに手をあげた有志4名の初顔合わせです。４名それぞれが違う立ち位置において、どのように観察法をとらえているのか、この学習会に何を期待しているのかといったことを話し合い、心神喪失者等医療観察法は、精神保健福祉士として、協会として取り組むべき重要なテーマであるという共通認識をもちました。また、日常業務の中で法を犯した精神障害者への対応というものがイメージできない、観察法の試行前、施行後の実際がわからない、情報が乏しい、現在この法が実際どのように、どの段階まで運用されているのか状況把握が難しい、誰にでも身近な事柄になりうる、しかしその実感がもちにくい、などなどさまざまな意見がかわされ、医療観察法についてはさまざまな意見があるだろうし、さまざまな角度からこの法律やその実践について理解を深めていこうということになりました。

そこで今回は、社会復帰調整官となった植松俊典さんを招いて、法が実際どのように進捗していくのかシミュレーションソフトを見せていただき、また現状についてお話しいただくことで、観察法の実際を共有しようと学習会を企画しました。学習チームに加入するしないということにとらわれず、多くの方に関心をもっていただきたいと思っています。（医療観察法学習チーム）

1月例会報告

テーマ　「 障害者自立支援法成立と精神保健福祉士としての課題
～よりよい地域生活支援のために～ 」

講　師　日本精神保健福祉士協会常務理事　大塚　淳子さん

日　時　2006年1月7日（土）　14：00～17：00

会　場　京都府職員福利厚生センター

参加者　７１　名

1月例会は、4月１日施行となる障害者自立支援法について、この非常に流動的な時期に少しでも新しい情報を少しでもわかりやすく語っていただける方をということで、大塚淳子さんをお招きして講演していただきました。新幹線の中でも資料読みをされていたという大塚さんは、限られた時間内でどれだけのことを伝えられるかと懸念されていましたが、“これはきちんと伝えたい”という事項はしっかりとコメントを加えて説明してくださいました。多くの課題を抱えたこの法律が、利用者の地域生活にどんな影響を与えるのか、また我々PSW は新たな状況にどのように取り組んでいくべきなのかを考察する機会を持ちました。

以下、大塚さんの講演の概要をまとめます。

背景には、社会福祉基礎構造改革の「措置から契約へ」という柱があり、3障害で統一された福祉制度や、破綻した支援費制度の立て直し、社会参加・地域生活支援の一層のニーズ実現等々の必要性から障害者自立支援法が成立しました。施行にあたり、いくつかの重点や課題が挙げられます。

平成18年度には2回、大きな節目があります。4月より、所得区分認定のもと、医療と福祉のサービスは新たな費用負担体系となります。10 月には、障害程度区分認定システムが開始され、社会復帰施設等が新事業体系へ移行します。

サービス給付体系は、3障害一元化のもと介護給付・訓練等給付に区分され、提供されます。障害程度区分認定から始まるケアマネジメントが展開されていきます。

当事者の費用負担については、利用申請を行うと、所得区分認定による自己負担上限額が決定されま

すが、負担額が増加する人への救済・減免措置が煩雑であり、サービス利用の抑制につながりかねない懸念があります。上限額管理の取り扱いについても問題が多く、詳細な運用方法が決定していません。

こういった数多くの課題に向き合うために、精神保健福祉士に必要な視点とは次のようなものです。つまり、各種の要望活動や地域での取り組み、自らの実践活動の中で、利用者や家族の権利擁護、情報提供につとめていくこと。また、街づくりから社会資源の開拓につなげていくことや、PSW がネットワークの鍵となっていくことも重要です。自治体の障害福祉計画に、実情・現状を反映させる仕組みを PSW が声を上げて作り上げていくことも不可欠です。

現在、各地で新制度の説明会や移行手続きが進められています。私たちは日々刻々と変更・追加されていく情報を冷静に受け止めるとともに、研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めることが必要です。そして、学んだことを活用し、あくまでも利用者本位にこだわった支援を展開していかなくてはなりません。

1 月例会の感想

地域生活支援センター　らしく　　宮崎　彰造さん

昨年暮れ、12 月の全国主幹課長会議の資料を延々とプリントアウトしていました。職場のみんなに、支援法の新しい情報をコピーして配るためです。そのプリンターのスピードがまた遅くて、イライラしながら数百ページ分を印刷しました・・・。

支援法をめぐる様々なことが、超スピードで動いていく。毎月のように大量の新しい資料が出て、私達もそのスピードに合わせて、制度の内容を頭に叩き込んでいく必要があります。また、自分が関わる利用者の生活、自分の職場のあり方、自治体の計画立案や施策への参画の仕方等を今後どうしていくのか、必死になって考えることが急務です。大塚先生も、短い時間の中で、凝縮して盛りだくさんの情報や示唆をくださいました。

一方、私達が支援法に振り回されるだけで終わらないために、利用者にとって本当に大切なことは何かを、多忙から離れてゆっくり考えたいとも思います。支援法をめぐる現状と、年末お世話になったあのプリンターとのギャップが、妙に心に残る今日この頃です。

ねっこの郷　　齋藤　さとみさん

障害者自立支援法の内容を理解することに早くも疲れ気味だった私ですが、今回の例会に参加して、「ＰＳＷとしての視点」を再認識することができ、頑張ろうという気持ちになれたというのが正直な感想です。そこで気づいたことは、情報を整理することは一人でもある程度出来るとしても、そうした内容をどのようにＰＳＷとして捉え、取り組んでいくのか、ということが私の課題であるということでした。社会の変化や動向を正確に捉え、冷静に対処していくという姿勢を忘れず、これからも勉強していきたいと思います。私の職場である授産という現場では、「働きたい」という気持ちと現実のギャップに苦しむメンバーさんが多くいます。そうした現実と向き合い、自分なりの生活を作っていくプロセスも大事だと私は思っています。自立支援法の内容が少しずつわかり、「働かなければ」と不安と焦りを感じているメンバーさんもみられますが、こういう時こそ落ち着いて一緒に就労と生活を考えていきたいと思います。

リレー職場紹介

京都市こころの健康増進センター　　梅崎　明日香さん

今回は、こころの健康増進センターのなかでも、私が所属する相談援助課についての活動をご紹介したいと思います。

当センターでは、家庭や職場などでの様々なこころの悩みや、精神疾患による障害のある方の社会参加や福祉サービスの利用方法についてなど、京都市民のこころの健康に関する多様な相談を受けています。

具体的な活動は、電話相談をはじめとして来所相談や医師による相談・診察（一般外来・思春期外来・アルコール依存症専門外来）の他、精神障害者法律相談（毎月第２・第４木曜日）などの相談活動を行っています。また、家族の気持ちを少しでも楽にしてもらうために、病気や状態の理解を深め、苦しみを共有し合える仲間に出会う場として、「ひきこもり家族教室」や「アルコール依存症家族教室」を開催しています。

相談においては、アルコール・薬物に関する相談や、思春期に関する相談は比較的多く、中でも、ひきこもりの家族からの相談は、相談件数の中で上位を占めています。面接では、家族の苦悩を受け止めながらも、本人がどのような状態で今どう感じているのか、今後どのように関わっていく必要があるかなどを家族と共に考えたりすることで、数十年ひきこもりの状態にあった本人が、家族の相談をきっかけに、来所するということも増えてきており、ひきこもり本人の居場所を作るなど、社会参加に向けての支援も行っています。

その他にも、普及啓発を目的とした心の健康に関するリーフレット作成や機関紙の発行、研修会・講演会の開催、そして精神医療審査会の事務など様々な活動があります。

これらの活動の中で、精神保健福祉士の主な活動は、電話相談やインテーク面接を始めとする様々な相談援助活動です。相談者の思いを受け止め、その人のニーズにあった社会資源・福祉制度などを情報提供することや、病気の正しい知識を伝えること、また、人との関わりや、社会とのつながりを確かめ、さらにそれらを広げてゆくことで社会参加につながるよう手助けをすること、そして、その人の持つ力を見つけひろがるよう支援することなど様々な役割があると思います。

これらの活動を通して、相談者や他職種との関わりのなかで大切なことはたくさんありますが、一人の「生活者」としての視点をもって、いろいろな可能性を考えられる力を自分の中に育てていきたいなと思います。また、相談者が、相談しようと決断するまでの長い道のりや、世間の目を気にしながらもこうして相談を決断した勇気を、忘れないようにしようと思います。

掲示板

■「九条の会アピールを支持する京都医療人の会」のご案内

京都府保険医協会は、自公民三党による現時点での九条を焦点とした「憲法改正」に向けた動きに対して、「反対である」という立場を確認し、京都の医療人として意見を発信すべく表記の立ち上げを呼びかけています。

九条の会アピールを支持する京都医療人の会　～設立レセプションと懇親会～

と　　き　　2006年3月5日（日）　16：00　レセプション　／　18：10　懇親会

会　　場　　リーガロイヤルホテル京都　２階「紅葉」

記念講演　　「もっとシンプルに考えよう　～音楽から見えてくる平和と未来～」

講　師　　湯川　れい子　氏（作家・音楽評論家）

＊　入会、会について、設立レセプションについてのご案内をいただいています。
ご希望の方は協会事務局まで FAX にてご請求をお願いします。

会についてのお問合せは、

京都府保険医協会　　担当事務局　樋下（とよした）氏

Tel　075－311－8888　　Fax　075－321－0056

URL:http://www.healthnet.jp/　　e-mail　toyoshita@hokeni.jp

■障害者自立支援法を考える大阪のつどい・Ⅳ

シンポジウム「自立支援法で私達の暮らしはどう変わるのか？」

と　き　　2006 年 3 月 21 日（火・祝）13：30～17：00（12：30 受付開始）

会　場　　国際障害者交流センター・ビッグ・アイ（堺市茶山台 1－8－1　泉北高速鉄道「泉ヶ丘」）

3 名のシンポジストを予定しています。

・厚生労働省　障害保険福祉改革推進室　次長　　横幕　章人さん（調整中）

・福祉サービスの利用者、または関係者から

・福祉サービス事業者の立場から

当日受付にて資料代 500 円の協力をお願いします。

主　催　障害者自立支援法を考える大阪のつどい・実行委員会

連絡先　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　　TEL06－6697－9005　　FAX06－6697－9059

障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議　TEL06－6779－8126　　FAX06－6779－8109

■アスペルガー援助者養成講座（第 4 弾）（全 4 回）

～チーム・ケアの充実で適切な理解と援助を～

と　き　　2006 年 5 月 13・20・27 日、6 月 3 日　　各土曜日 13：30 開場

会　場　　京都アスニー　（京都市中京区丸太町通七本松西入ル）

テーマ　　「アスペルガー思春期・青年・成人期への援助」

講　師　　5 月 13 日（土）　門　眞一郎先生（京都市児童福祉センター　児童精神科医）

5 月 20 日（土）　保護者・琵琶法師氏

5 月 27 日（土）　田井　みゆき（ノンラベル代表）

6 月 3 日　（土）　定本　ゆきこ先生（精神科医）

申込み　　住所、氏名、電話・FAX 番号、参加人数を記し、

ハガキ、FAX、E メールのいずれかでお申し込みください。

参加費　　12,000 円（4 回分です。上記の方法で申し込み後、振込先をお知らせしますので、

前金 2,000 円を振り込みください。振り込み確認後、予約受付ハガキを郵送いたします。

尚、キャンセルによる返金はできませんので、ご了承ください。）

募集定員　　先着 200 名とさせていただきます。（満席となり次第、締め切りとし、

当日の飛び込み参加は受け付けない旨ご了承ください。）

お問い合わせ・お申し込み

京都引きこもりと不登校の家族会ノンラベル　http://www13.ocn.ne.jp/~nonlabel/

アスペルガー障害・思春期・青年期・成人期　アスペ・ノンラベル

http://www13.ocn.ne.jp/~nonlabel/asupe/support.html

（事務局）〒615-0021　京都市右京区西院三蔵町 30－11　MAINOR(メナー)43　101 号

TEL＆FAX　075－312－3338　　Eメール　non-label@mist.ocn.ne.jp

事務局より

■変更

志田　保子さん

新姓　　青木　保子さん

所属　　ハローワーク西陣　専門相談部門

〒602-8258　京都市上京区大宮通中立売下ル

Tel　075－451－8609　　Fax　075－451－8637

■退会者

杉木　千佳さん　（第二圭の家）

浦谷　泰弘さん　（長岡記念財団アスロード）

■変更届ご提出のお願い

所属、連絡先などに変更がおありの方は、必ず事務局まで変更届のご提出をお願いします。
変更届は、会員名簿に添付されている用紙をコピーしてお使いいただくか、
所属、お名前、変更した内容を記載して事務局までお送りください。

■退会について

退会を希望されている方は、退会届のご提出をお願いします。
退会届は、会員名簿に添付の用紙をお使いいただくか、
所属、お名前、退会理由、連絡先を記載して事務局までお送りください。

■訂正とお詫び

きょうと通信 41 号でご案内しました、当協会の郵便振替口座番号に誤りがありました。
正しくは、　郵便振替口座　　００９６０－７－１２０**３９２**　　です。
ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

会費をまだお納めでない方は、至急お納めいただくようおねがいします。
未納の方には、きょうと通信 41 号（2005 年 12 月）をお送りした際に
振込用紙を同封、またメール配信の方にはメールでご案内をしています。

■会員数　　2006 年 2 月 25 日現在　242 名

編集後記

厳しい冬ももうすぐ終わりですが、自立支援法をはじめとするさまざまな医療・福祉の動きは加速度を増しています。新しい季節を楽しみつつも気を抜けない今日この頃…皆様ご自愛ください。（小野）